

動物実験取扱要領

制定 平成17年4月1日 17要領第31号

最終改正 令和5年9月27日 令05要領第19号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 実験の管理体制（第4条－第10条）
- 第3章 実験の実施（第11条－第24条）
- 第4章 実験動物の飼養及び保管（第25条－第36条）
- 第5章 教育訓練等（第37条・第38条）
- 第6章 災害、事故等発生時等の措置（第39条－第41条）
- 第7章 その他（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所ライフサイエンスに関する実験の倫理及び安全管理規程（27規程第77号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う動物実験（以下「実験」という。）に係る手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実験動物 実験のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- 二 組換え動物 実験動物のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する方法により得られた核酸又はその複製物を有する動物をいう。
- 三 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）別表に掲げる動物又は都道府県若しくは市区町村が条例、規則等で指定した動物をいう。
- 四 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に掲げる動物をいう。
- 五 輸入サル 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条第1号に規定する地域より輸入されるサルをいう。
- 六 実験施設 実験を実施する施設をいう。
- 七 飼育施設 実験動物の飼養又は保管を行う施設をいう。

- 八 施設 実験施設及び飼育施設をいう。
- 九 設備 実験動物の生理、生態、習性等に応じて設けた設備であって、施設に置かれるものをいう。
- 十 実験責任者 実験を計画し、及び当該計画が承認された後にあつては、当該実験を行うことについて中心的な役割を果たす者をいう。
- 十一 実験従事者 実験に参画する者又は実験に係る資料の管理に携わる者をいう。
- 十二 飼育技術者 実験動物の飼養若しくは保管又は実験の実施を補助する者をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 実験の実施、実験動物の取扱い等については、関係法令等、規程及びこの要領の定めるところによるほか、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）（以下「実験動物基準」という。）（以下これらを総称し「基本指針等」という。）に準拠する。

第2章 実験の管理体制

(環境安全部長)

第4条 環境安全部長は、規程第8条の規定により、研究所が行う実験の倫理及び安全管理に関する業務を統括する。

- 2 環境安全部長は、研究所が行う実験が動物福祉、危害の防止、環境保全及び安全に十分配慮して行われるよう、第9条の部門等の長の指導及び監督を行うとともに、必要な体制を整備する。
- 3 環境安全部長は、関係法令等、規程及びこの要領に基づく適正な実験の実施手順を、動物実験・実験動物取扱ガイドラインとして整備し、周知するものとする。

(管理者)

第4条の2 研究所に、実験動物基準第2（4）に規定する管理者を置き、環境安全部長をもって充てる。

- 2 管理者は、実験動物基準に基づき、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する措置を講じる。

(ライフサイエンス実験管理室)

第5条 ライフサイエンス実験管理室は、飼育施設の整備及び管理並びに実験動物の飼養及び保管を行う。

- 2 ライフサイエンス実験管理室は、実験に関し、次に掲げる事項の指導及び監督を行う。

- 一 教育訓練に関すること。
- 二 実験の実地調査に関すること。
- 三 実験に係る環境管理及び安全管理に関すること。
- 四 実験動物の飼養及び保管に関すること。
- 五 施設及び設備の整備及び管理に関すること。
- 六 その他動物福祉に関すること。

- 3 ライフサイエンス実験管理室は、実験動物の飼養及び保管に係る手順書を整備し、周知す

るものとする。

(申請書作成アドバイザー)

第6条 研究所に、申請書作成アドバイザーを置くことができる。

- 2 申請書作成アドバイザーは、実験に関する見識を有する者のうちから、環境安全部長が指名する。
- 3 申請書作成アドバイザーは、実験責任者に対し、実験計画書及び実験報告書の作成に関する指導及び助言を行う。
- 4 申請書作成アドバイザーは、第10条に規定する動物実験委員会の委員に対し、実験計画書の作成に関する意見又は助言を求めることができる。

(実験動物管理者)

第7条 研究所の飼育施設に、それぞれ実験動物管理者を置く。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに生理、生態、習性等その他動物福祉に関して見識を有する職員等のうちから、環境安全部長が指名し、ライフサイエンス実験管理室が統括する。
- 3 実験動物管理者は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 実験動物の飼養及び保管
 - 二 実験動物の生理、生態、習性等に応じた施設及び設備の整備及び管理
 - 三 飼育技術者に対する指導
- 4 実験動物管理者は、飼養されている動物種ごとの数を常に把握しなければならない。
- 5 実験動物管理者は、その置かれる飼育施設における実験動物の飼養及び保管に係る手順書を整備し、周知するものとする。

(実地調査員)

第8条 研究所に、実地調査員(以下「調査員」という。)を置く。

- 2 調査員は、実験に関して高い識見を有する研究所以外の者のうちから、研究環境整備本部長が委嘱する。
- 3 調査員は、次に掲げる事項について1年に1回以上実地調査を行い、その結果を実地調査実施報告書により、環境安全部長を経由して研究環境整備本部長に報告する。
 - 一 飼育施設における実験動物の飼養及び保管の状況
 - 二 その他必要な事項
- 4 調査員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部門等の長)

第9条 部門等の長は、環境安全部長及びライフサイエンス実験管理室が行う指導又は助言に従い、当該部門等で行われる実験が動物福祉、危害の防止、環境保全及び安全に十分配慮して行われるよう実験責任者及び実験従事者(以下「実験責任者等」という。)を指導及び監督を行うとともに、必要な体制を整備する。

第3章 実験の実施

(動物実験委員会)

第10条 研究所に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究環境整備本部長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、研究環境整備本部長に答申する。
 - 一 実験の目的及び科学的意義が明確であり、実験過程及びその結果から生ずる倫理的な問題が明らかにされていること。
 - 二 実験動物を使用する以外の手段により実施することが可能であるかどうかについて検討されていること。
 - 三 実験動物の使用数が必要最小限となるよう検討されていること。
 - 四 実験動物に与える苦痛を軽減するための方法が検討されていること。
- 3 前項に定めるもののほか、第17条第3項及び第4項に規定する審議が不要な事項及び諮問が不要な事項を決めるものとする。
- 4 委員会は、関係法令等、規程及びこの要領の定めるところにより、動物福祉、科学的妥当性及び安全性の確保の観点から、調査審議を行わなければならない。
- 5 委員会は、実験報告、自己点検、教育訓練及び動物実験・実験動物取扱ガイドラインの内容その他動物福祉に関する事項について調査審議を行う。
- 6 委員会の委員は、第6条に規定する申請書作成アドバイザーからの求めに応じ、実験計画書の作成に関する意見又は助言を行う。

（委員会の組織）

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 実験に関して高い識見を有する外部有識者のうちから研究環境整備本部長が委嘱する者
 - 二 実験動物に関して高い識見を有する外部有識者のうちから研究環境整備本部長が委嘱する者
 - 三 その他学識経験を有する有識者のうちから研究環境整備本部長が委嘱する者
- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから、研究環境整備本部長が指名する。
 - 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員長に事故があるときは、研究環境整備本部長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 7 研究環境整備本部長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

（審査分科会）

第12条 委員長は、委員会に審査分科会を置き、実験計画書の予備審査を行うことができる。

- 2 審査分科会は、委員及び職員等のうちから研究環境整備本部長が委嘱し、又は指名する者をもって組織する。
- 3 審査分科会に、主査を置き、前項に規定する者のうちから研究環境整備本部長が指名す

る。

4 主査は、審査分科会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、研究環境整備本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査分科会は、主査が招集する。

(委員会の運営)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、調査審議するにあたり委員会を開催する必要があると認めるときは、委員の意見を聴くことにより、その可否を決することができる。ただし、その結果を委員会に報告するものとする。

6 委員会で審議した次条に規定する実験計画書、第19条に規定する実験報告書その他委員会が必要があると認める資料は、実験報告書が提出された後10年間保存する。

7 委員会の事務は、ライフサイエンス実験管理室が行う。

8 この要領に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(実験計画書の提出)

第14条 実験責任者は、実験を実施しようとするときは、あらかじめ、動物実験計画書（以下「実験計画書」という。）を作成し、その所属する部門等の長の承諾を得て、研究環境整備本部長に提出しなければならない。この場合において、実験計画書の書式は、環境安全部長が別に指定するものとする。

2 前項の場合において、実験責任者は、実験動物を使用する必要性を科学的に十分精査した上で、適切な実験動物の動物種及び系統を選定するとともに、必要最小限の実験動物使用数を設定し、実験動物に与える苦痛の低減を図り、安全に配慮した実験を計画し、その実施の内容を実験計画書に明確に記載しなければならない。

3 実験責任者は、飼育施設以外の場所に実験施設を設置するときは、実験計画書にその旨を記載しなければならない。

4 研究環境整備本部長は、第1項の規定により実験計画書の提出を受けたときは、実験の実施を計画している事業所等又は実験責任者の勤務地である事業所等の所長等にその旨を通知する。

(実験計画の審査)

第15条 研究環境整備本部長は、実験計画書の提出を受けたときは、当該実験計画の実施の可否等について、委員会に諮問する。

2 委員会は、前項の規定により研究環境整備本部長から諮問を受けたときは、当該実験計画を審査し、次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果を研究環境整備本部長に答申する。この場合において、委員会は当該実験計画についての意見及び実施に当たっての条件等を付すことができる。

- 一 承認可
- 二 承認不可
- 三 差戻し
- 四 付議不要

(実験計画の承認等)

第16条 研究環境整備本部長は、前条第2項の規定により委員会の答申を受けたときは、必要に応じて環境安全部長の意見を聴き、速やかに実験計画の承認、不承認、差戻し又は付議不要その他実験計画に関し必要な措置（以下「審査結果」という。）を決定する。この場合において、委員会が承認可とした実験計画以外の実験計画を承認すること及び委員会が付した条件を緩和することはできない。

2 研究環境整備本部長は、前項の規定により審査結果を決定したときは、実験責任者に対してその所属する部門等の長を経由して通知する。

3 実験責任者は、前項の規定により実験計画の承認の通知を受けたときは、実験を実施することができる。

4 研究環境整備本部長は、実験計画を承認したときは、実験が実施される事業所等及び実験責任者の勤務地である事業所等の所長等にその旨を通知する。

(実験計画の変更等)

第17条 実験責任者は、前条第2項の規定により承認の通知を受けた実験計画に記載された事項を変更するときは、新たに実験計画書を作成し、その所属する部門等の長の承諾を得て、研究環境整備本部長に提出しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の規定による実験計画の変更について準用する。

3 委員会は、前項の規定により準用する第15条第1項の規定による諮問を受けた場合において、その実験計画の変更の内容が、委員会があらかじめ決定する審議が不要な事項であって、委員長の判断に委ねることとした事項に該当するときは、委員会での審議を行わず、委員長の判断に基づき、審査結果を研究環境整備本部長に答申することができる。

4 研究環境整備本部長は、第1項の規定により実験計画書の提出を受けた場合において、その実験計画の変更の内容が、委員会があらかじめ決定する諮問が不要な事項に該当するときは、第2項の規定により準用する第15条第1項の規定による諮問を行わず、当該実験計画を承認することができる。

(実験の制限、中止等)

第18条 環境安全部長は、実施中の実験が関係法令等、規程及びこの要領に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は第16条第2項の規定により承認の通知を受けた実験計画から逸脱し、若しくは逸脱するおそれがあると認めるときは、当該実験の継続の可否について研究環境整備本部長に照会しなければならない。ただし、緊急を要すると認めると

きは、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。

- 2 所長等は、当該事業所等において実施予定又は実施中の実験が、当該事業所等における安全衛生又は環境保全に問題があると認めるときは、当該実験の実施又は継続の可否について研究環境整備本部長に照会しなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。
- 3 研究環境整備本部長は、前二項の規定により、環境安全部長又は所長等から実験の実施又は継続の可否について照会があったとき又は委員会が実施中の実験について制限若しくは中止の意見を述べたときは、必要に応じて環境安全部長又は所長等の意見を聴き、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。
- 4 前項の場合において、研究環境整備本部長は、実験が関係法令等、規程及びこの要領に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は第16条第2項の規定により承認の通知を受けた実験計画から逸脱し、若しくは逸脱するおそれがあると認めるときは、速やかに、当該実験の制限、中止等の必要な措置を講じなければならない。

(実験報告書の提出)

第19条 実験責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、実験報告書を作成し、その所属する部門等の長を経由して研究環境整備本部長に提出しなければならない。この場合において、実験報告書の書式は環境安全部長が別に指定する。

- 一 第16条第2項の規定により承認の通知を受けた実験実施期間が満了したとき。
- 二 実験を中止したとき。

(実験報告書の報告)

第20条 研究環境整備本部長は、前条の規定により実験報告書の提出を受けたときは、委員会に報告しなければならない。

(実験責任者等の責務等)

第21条 実験責任者等は、関係法令等、規程及びこの要領を遵守するとともに、使用する実験動物に関し、実験中に起こりうる事故の範囲及び事故等が発生した場合における緊急時の処置について十分な知識を有し、かつ、技術的修練を経ていなければならない。

- 2 実験責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 実験計画に精通した上で、実験の実施に際して、実験全体を適切に管理し、及び監督し、実験の実施に責任を負うこと。
 - 二 実験従事者に対して、安全確保に関する教育、訓練、指導及び助言を行うこと。
- 3 実験責任者は、第22条の規定に基づく適切な実験操作を行うため、第16条第2項の規定により承認の通知を受けた実験に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法を決定し、その手技及び手法を実験従事者に十分習得させなければならない。
- 4 実験責任者は、第23条の規定に基づく適切な実験動物の処分を行うため、できる限り実験動物に苦痛を与えない処分法を決定し、その手技及び手法を実験従事者に十分習得させなければならない。
- 5 実験責任者等は、第33条に規定する危害の防止のための措置を講じなければならない。
- 6 実験責任者等は、第3項及び第4項の規定により、実験操作の方法及び処分法を決定する

ときは、適切な代替法、安楽死法又は実験の手技若しくは手法を選定しなければならない。

7 実験責任者等は、研究所が認めた施設以外の場所において、実験動物の飼養又は保管を行ってはならない。

8 実験責任者等は、物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は組換え動物を用いる安全管理上の注意を払う必要がある実験を実施するときは、関係法令等及び別に定める規程、要領等に従い、適切な対応をとらなければならない。

(実験操作)

第22条 実験責任者等は、動物福祉、科学的妥当性及び安全性の確保の観点から、実験動物に適切な実験操作を施さなければならない。

2 実験責任者等は、人への危害の防止のため及び実験操作を容易にするために当該実験動物の保定を行うときは、実験動物にできる限り苦痛を与えない方法で行わなければならない。

3 実験責任者等は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬又は鎮痛剤の適切な投与、実験の終了時期への配慮その他の方法により、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

(実験動物の処分)

第23条 実験責任者は、実験動物を処分するときは、致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の科学的又は物理的な方法により、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

2 実験責任者は、研究所の施設において特定動物又は特定外来生物を処分したときは、速やかに実験動物管理者に報告しなければならない。

3 実験責任者は、実験動物の死体を処理するときは、人の健康及び生活環境を損なわないよう適切な処置を講じなければならない。

第4章 実験動物の飼養及び保管

(動物飼育施設運営委員会)

第24条 研究所に、動物飼育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の任務)

第25条 運営委員会は、飼育施設の運営に関する次に掲げる事項を行う。

- 一 毎年度の運営方針の審議及び予算執行計画の決定に関すること。
- 二 飼育施設の利用の許可に関すること。
- 三 飼育施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- 四 その他飼育施設の運営のために必要な事項に関すること。

(運営委員会の組織)

第26条 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 運営委員会に委員長を置き、環境安全部長をもって充てる。

3 運営委員会の委員は、職員等のうちから、委員長が指名する。

4 運営委員会の委員長（以下「運営委員会委員長」という。）は、運営委員会の開催に当たって必要があると認めるときは、その都度、前項の委員以外の職員等を運営委員会の委員に指名することができる。

5 委員長は、会務を総理する。

(運営委員会の運営)

第27条 運営委員会は、運営委員会委員長が招集する。

2 運営委員会の議事は、運営委員会の審議を経て運営委員会委員長が決定する。

3 運営委員会の事務は、ライフサイエンス実験管理室が行う。

4 この要領に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会に諮って決定する。

(施設の設置、運営等)

第28条 飼育施設又は飼育施設内の実験施設の設置、変更、廃止等を希望する者は、あらかじめライフサイエンス実験管理室と協議の上、運営委員会委員長に申し出なければならない。

2 運営委員会委員長は、前項の規定による申出を受けたときは、運営委員会の審議を経て、飼育施設又は飼育施設内の実験施設の設置、変更、廃止等を決定する。

3 ライフサイエンス実験管理室、実験責任者等、実験動物管理者及び飼育技術者は、前項の規定により飼育施設又は飼育施設内の実験施設の設置が決定された後でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は実験を実施してはならない。

(施設の使用等)

第29条 実験責任者は、飼育施設又は飼育施設内に設置された実験施設を使用しようとするときは、あらかじめ飼育施設使用申請書又は動物実験室使用申請書(以下「申請書」という。)を作成し、その所属する部門等の長及び実験動物管理者の承諾を得て、運営委員会委員長に提出しなければならない。この場合において、申請書の書式は環境安全部長が別に指定する。

2 運営委員会委員長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、運営委員会の審議を経て、当該施設の使用の承認の可否を決定する。

3 運営委員会委員長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、実験責任者に対してその所属する部門等の長を経由して通知するものとする。

(実験動物の導入)

第30条 実験責任者は、実験動物を施設に導入するときは、あらかじめ実験動物管理者と協議の上、第16条第2項の規定により承認の通知を受けた実験計画に従い、実験動物を適切に施設に導入しなければならない。この場合において、特定動物、特定外来生物又は輸入サルを導入するときは、関係法令等及び都道府県又は市区町村の条例、規則等に定める手続その他環境安全部長が別に指定する方法によらなければならない。

2 実験責任者は、新たな実験動物を施設に導入するときは、他の実験動物の健康を損ねることのないよう、当該実験動物に対して必要な検疫を実施しなければならない。ただし、検疫業務を導入元又は研究所以外の者に委託した場合は、この限りでない。

3 実験責任者は、研究所の飼育施設に実験動物を導入したときは、実験動物導入報告書を作成し、当該施設の実験動物管理者及びライフサイエンス実験管理室に提出しなければならない。この場合において、実験動物導入報告書の書式は環境安全部長が別に指定する。

(実験動物の飼養及び保管)

第31条 ライフサイエンス実験管理室は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保

に努めるものとする。

- 一 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- 二 実験動物が、実験の目的に係る疾病以外の疾病にり患することを予防すること。
- 三 実験動物が、り患した場合は実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(実験動物の輸送)

第32条 実験責任者等は、実験動物を輸送するときは、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による危害の防止に努めるものとする。

- 一 実験動物の疲労及び苦痛を小さくするため、できる限り短時間の輸送方法を採用すること。
- 二 輸送中の実験動物に、必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両、容器等を適切な温度に維持すること。
- 三 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分した輸送方法を採用とともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- 四 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。

(危害の防止)

第33条 実験動物管理者は、施設に関係者以外立入禁止の掲示を行い、実験動物の飼育若しくは保管又は実験の実施に関係のない者が実験動物に接することを防止しなければならない。

- 2 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、次に掲げる事項に従い、実験動物による危害の防止に必要な情報の提供を相互に行うように努めなければならない。
 - 一 実験動物管理者は、実験責任者等に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼育技術者に対し、その飼育及び保管について必要な指導を行うこと。
 - 二 実験責任者等は、実験動物管理者に実験動物についての情報を提供するとともに、飼育技術者に対し、その飼育及び保管について必要な指導を行うこと。
 - 三 飼育技術者は、実験動物の飼育又は保管の状況を常に把握し、定期的に報告すること。
- 3 施設に立ち入る者は、白衣、手袋等の着用、手洗いの励行その他の方法により、実験動物又は人に由来する感染源による感染症、疾病のり患等の防止に努めるとともに、実験動物を微生物学的に清浄な状態に維持するように努めなければならない。
- 4 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、施設及び設備の保定器具、飼育ケージ、窓、ドア等の点検を行い、実験動物の逸走を防止しなければならない。
- 5 実験動物管理者は、実験動物の施設外への逸走の防止策及び逸走時の対応策を作成し、実験責任者等及び飼育技術者に遵守させなければならない。
- 6 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、実験動物が施設から逸走したときは、前項の対応策に従い、速やかに対処するとともに、別に作成する連絡体制その他の方法により関係者に報告しなければならない。
- 7 環境安全部長は、実験動物が施設から逸走したときは、人への危害の防止に努めなければ

ならない。

(環境の保全)

第34条 ライフサイエンス実験管理室、実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、環境の汚染、悪臭の発生、騒音の防止その他生活環境の保全のために、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 実験動物の汚物、死体等を適切に処理すること。
- 二 施設及び設備を常に清潔にすること。
- 三 施設及び設備を整備すること。

(飼養届)

第35条 研究環境整備本部長は、特定動物、特定外来物又は輸入サルに該当する動物を飼養するときは、関係法令等及び飼育施設を設置している事業所等を管轄する都道府県又は市区町村の条例、規則等に定める手続に従い、実験動物について必要な申請、届出等を行わなければならない。

第5章 教育訓練等

(教育訓練)

第36条 環境安全部長は、毎年度1回以上定期的に、安全主任者、実験責任者等、実験動物管理者及び飼育技術者に対し、次に掲げる事項に関する教育訓練を行わなければならない。

- 一 関係法令等、規程及びこの要領並びに基本的指針等
 - 二 実験の実施に係る基本的事項
 - 三 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
 - 四 安全確保、安全管理及び人獣共通感染症に関する事項
 - 五 その他実験の実施に関し必要な事項
- 2 実験責任者等は、前項の教育訓練を受講しなければ実験を実施してはならない。
- 3 実験責任者は、実験従事者に対し、当該実験従事者が従事する実験の内容に応じ、第1項に掲げる教育訓練を、当該実験に従事する前に受けさせなければならない。

(健康管理)

第37条 所長等は、その置かれる事業所等を勤務地とする実験責任者等及び飼育技術者に対し、健康診断その他の健康を管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実験責任者等は、前項の規定により実施される健康診断を受けるものとする。

第6章 災害、事故等発生時の措置

(災害、事故等発生時の措置)

第38条 実験動物が逸走し、又は逸走するおそれがある事態（以下「逸走等」という。）を発見した者は、その旨を当該実験動物に係る実験の実験責任者等に通報しなければならない。

- 2 実験責任者等は、次に掲げる事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちにバイオハザードの発生又は拡大を防止するための応急の措置を講ずるとともに、その旨を所属する部門等の長、事故等が発生した事業所等の所長等及びライフサイエンス実験管理室長に報告しなければならない。
- 3 ライフサイエンス実験管理室長は、前項の報告を受けたときは、実験責任者及び実験動物

管理者に必要な措置を執るよう指示するとともに、直ちに環境安全部長に報告しなければならない。

- 4 環境安全部長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく研究環境整備本部長へ報告するものとする。
- 5 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、地震、火災その他の災害（以下単に「災害」という。）及び事故等が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 実験動物を保護すること。
 - 二 施設及び設備を点検し、異常があるときは適切な対策を講じること。
 - 三 実験動物の逸走、施設の破損等による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。
- 6 研究環境整備本部長は、人に危害を加えるおそれがある実験動物の逸走等が発生したときは、速やかに、関係機関に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、災害、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制、対応等に関する事項は、国立研究開発法人産業技術総合研究所防災業務実施規程（17規程第61号）その他の規程、要領等の定めるところによる。

（事故等の再発防止）

第39条 環境安全部長は、事故等が発生したときは、速やかにその原因を調査究明し、再発防止のための措置を講じなければならない。

（事故等に係る記録）

第40条 環境安全部長は、事故等が発生したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 発生日時及び場所
- 二 事故原因及び状況
- 三 障害及び事態の程度
- 四 再発防止に係る措置
- 五 その他必要な事項

- 2 前項の規定による記録は、10年間保存する。

第7章 その他

（自己点検、評価及び検証）

第41条 研究環境整備本部長は、実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、基本指針等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による自己点検及び評価の結果を確認しなければならない。

- 3 研究環境整備本部長は、第1項の規定による自己点検及び評価の結果について、研究所以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

（情報公開）

第42条 研究環境整備本部長は、研究所が行う実験に係る次に掲げる情報を、毎年1回程度公表するものとする。

- 一 実験に関する規程及び要領

- 二 実験動物の飼養及び保管の状況
- 三 自己点検及び評価の結果
- 四 自己点検及び評価の結果に対する研究所以外の者による検証結果

附 則(17要領第31号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
(つくばセンターつくば東事業所動物実験倫理要領等の廃止)
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
 - 一 つくばセンターつくば東事業所動物実験倫理要領(13要領第200号)
 - 二 北海道センター動物実験実施要領(15要領第10号)
 - 三 つくばセンターつくば中央第二事業所動物実験実施要領(15要領第8号)
 - 四 つくばセンターつくば中央第六事業所動物実験実施要領(15要領第25号)
 - 五 つくばセンターつくば中央第四事業所動物実験実施要領(15要領第80号)
 - 六 関西センター動物実験実施要領(16要領第34号)(経過措置)
- 3 この要領の施行前に前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる要領の規定によりなされた手続、申請、許可その他の行為は、これに相当する規定がある場合は、この要領の相当規定によりなされた手続、申請、許可その他の行為とみなす。

附 則(17要領第93号・一部改正)

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(20要領第46号・一部改正)

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(22要領第131号・一部改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(22要領第226号・一部改正)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(25要領第51号・一部改正)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(26要領第31号・一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(26規程第71号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27要領第9号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27要領第139号・一部改正)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(29要領第13号・一部改正)

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（29要領第27号・一部改正）

この要領は、平成29年11月29日から施行する。

附 則（30要領第40号・一部改正）

この要領は、平成31年2月15日から施行する。

附 則（令01要領第39号・一部改正）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令02要領第13号・一部改正）

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02要領第59号・一部改正）

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令02要領第71号・一部改正）

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令03要領第50号・一部改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04要領第3号・一部改正）

この要領は、令和4年6月8日から施行する。

附 則（令04要領第42号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要領の規定による改正前の動物実験取扱要領の規定によりされた指名、委嘱、手続、審査、承認その他の行為は、この要領による改正後の動物実験取扱要領の相当規定によりされた指名、委嘱、手続、審査、承認その他の行為とみなす。

附 則（令05要領第19号・一部改正）

この要領は、令和5年10月1日から施行する。